もっと詳しく
のぞいてみよう!

ケース1 遺産相続

おじいちゃんが突然亡くなってしまった。どうしよう!?

おじいちゃんが、脳梗塞で突然亡くなってしまいました。
おじいちゃんは小さいながら、町工場の創業者でもあり、
残された身内はおばあちゃん、
長男である私の父とその妻(私の母)、そして父には弟と妹がいます。
遺産相続は、どのようにすればいいのでしょうか。

遺産の相続は、それぞれのパターンによって、違うんだよ。

パターン.1

相続関係図の親族が、この場合の法定相続人であり、それぞれの法定相続分※は、花子(配偶者)が1/2、長男、長女、二男がそれぞれ1/6となります。

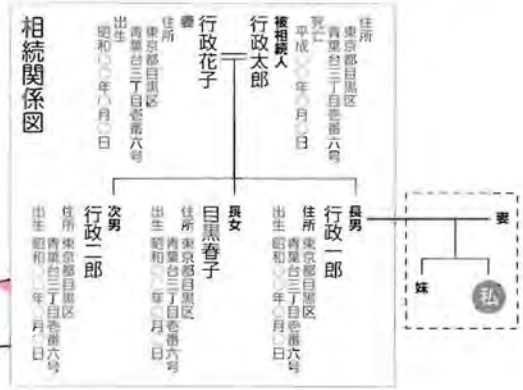

※法定相続分とは、法律の定めによる相続分

被相続人の財産を相続する人を相続人といい、民法では、その範囲(法定相続人)や相続できる順位、財産の取得割合が決められています。

法定相続人の範囲	配偶者	夫または妻
	子供	子供がすでに死亡しているときは、その孫※ ※相続人がすでに死亡しているときは、その子供等が相続します(代襲相続)
	親	配偶者の親は含みません 親が死亡しているときは、祖父母
	兄弟姉妹	

相続順位	法定相続人と法定相続分			
第1順位	配偶者	1/2	子供(人数で分けます)	1/2
第2順位	配偶者	2/3	親(人数で分けます)	1/3
第3順位	配偶者	3/4	兄弟姉妹(人数で分けます)	1/4

パターン.2

「パターン.1」とは別に、相続人全員で協議し契約することにより、法定相続分とは違う配分にすることもできます。これを契約文書にしたものが「遺産分割協議書」です。

パターン.3

被相続人である行政太郎が、自分の財産の相続が開始された時(死亡の時)の配分方法等を、生前に指定しておくことができます。これが「遺言書」です。
遺言書には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

「公正証書遺言」とは

遺言者の口述に基づき、
公証人が作成する遺言書です。

- 公証人が筆記した遺言書を2人以上の証人に読み聞かせ、または閲覧させ、その筆記が正確なことを承認したあと、遺言者・証人が自署・押印し、さらにどのように遺言書が作られたのかを公証人が付記します。
- 遺言の原本は公証役場に保管されます。
- 家庭裁判所の検認が不要です。

※遺言書を作る場合、争いを防止するためには「公正証書遺言」が良いでしょう。

知って得する豆知識

「生命保険」の死亡保険金を受け取るとき、
契約内容によって税金の種類が変わってきます。

契約内容.A 契約者※1と被保険者※2が…
- 同一の場合▶[相続税]の適用(受取人が相続人の場合、控除の適用あり)
- 相違する場合▶[所得税(一時所得)]の適用

契約内容.B 契約者と受取人※3が…
- 同一の場合▶[相続税]の適用
- 相違する場合▶[贈与税]の適用

◎一般的に贈与税が一番高くなります。契約継続中であれば、契約者と受取人は変更することができます。

※1.契約者=保険料支払人。 ※2.被保険者=保険の対象となる人。
※3.受取人=保険金受取人。

Q&A

Q 花子おばあちゃんが2年前から認知症になっています。その場合(法律行為を判断する能力がない場合)の相続はどうなりますか?

A その場合、遺産分割協議をすることができませんので、相続ができません。親族の皆さんはもちろん困りますし、町工場の経営も非常に困難になってきます。そんなときは、花子おばあちゃんに成年後見人を選任する、法定後見制度を利用していただく方法があります。後見人が花子さんの意志や権利を尊重し、花子さんに代わって相続手続を行います。